

台湾における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	煩雑な審査手続き	・台湾政府經濟部投資委員会は、台湾に進出する不明瞭な法・規制制度により外国投資家に厳しい要求を課す。 (継続)	・透明で予見可能な審査制度の設置。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日機輸	(1)	高輸入関税	・腕時計の関税が最大5%と高い。 ・競合他社が地場企業の市場で、当社商品は日本からの輸入部品を使っている商品があり、関税が当社のコスト競争力低下の一因になっている。 (継続)	・関税の撤廃を要望する。 ・台湾-日本間での貿易自由化(関税撤廃)が望ましい。	・関税法
	日機輸	(2)	中台FTAによる中国製品との関税格差	・台湾は中国とECFA(兩岸経済協力協定)を締結しており、製品の輸入関税が日本製品より低い。台湾と中国との間の関税がなくなり、規格も近づく可能性が高いので、中国製の安い商品との競争になる。 (継続、要望一部削除)	・日台間の自由貿易協定の締結。	
	日機輸	(3)	税関により異なる関税率	・税関によって同じ製品でも関税が異なり通関が困難。 (継続)	・税官吏の知識向上。 ・基準の明確化。	
	日機輸	(4)	本人入国前到着荷物への課税	・本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。 (継続)	・本制約の撤廃をして頂きたい。	
	日鉄連	(5)	輸入承認(I/L)制度	・2002年4月15日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け(471品目)。 ・2004年10月19日、輸入申告制度撤廃(465品目)。 ・政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り6品目(鉄筋、H形鋼など)は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず(適用継続)。 (継続)	・制度の撤廃。	
	日機輸	(6)	AEO相互承認制度の不在	・日本、台湾共にAEO制度を導入しているが、相互承認制度がない。 (継続)	・相互承認の締結を要望する。これにより、台湾国内での優遇措置に加え、日本国内での優遇措置が期待できる。	
11 利益回収	日機輸	(1)	送金規制	・大口送金規制(100万米ドル以上の送金は台湾中央銀行の許可制) - 台湾へ台湾\$を送金する場合、送金額が100万US\$相当以上の場合、受け手側銀行が台湾の中央銀行の事前許可を取得しておく必要があるもの。(恐らく送金通貨の種別を問わず規制されるものと思料。) - 中央銀行の事前許可を得ていない場合は、台湾政府により送金をストップされる(可能性あり)。 - 中央銀行の事前許可取得には、最短でも1週間程度は必要。 - 緊急送金が必要な場合等に支障をきたす為、規制緩和が望まれる。	・大口送金規制の緩和。	
14 税制	日機輸	(1)	二重課税	・現在、台湾人社員を研修目的で一定期間日本への派遣を行い、日本現地での給与支払い、台湾サイドでの人件費負担を行った場合、日本で発生する税金支払いに加え、台湾においても、人件費負担額に応じた課税が発生しており、二重課税となっている。台湾-日本間における人材交流ならびに、研修による人材育成を図る中、費用の負担が増加し、結果的に台湾における技術力伸張と人材育成に障害となっている。 (継続)	・日台間で所得税金条約を締結し、二重課税を解消していただきたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸	(2)	租税取決め適用申請手続の煩雑	・非居住者による役務に関する租税取決め適用の申請時、必要な書類を事前に全て揃える事が不可能な場合は申請を行えず、台湾居住者より高率の源泉税を徴収されるケースがある。	・租税取決め適用事前申請の準備書類簡略化。	・欧州諸国と台湾間の租税条約、および日本と台湾間の租税協定
	日機輸	(3)	源泉税還付の遅延	・2017年1月1日より日台租税取決めが適用される。そのなかで源泉税の徴収に関しては、まずは20%の源泉税を支払い、その後、10%の税金還付申請を行うことになっている。個別での申請が必要となり、還付されるまでの期間も長いことが予想されるため、管理上負荷が高い。	・10%の還付を事前申請できるようにしてほしい。	
	日機輸	(4)	損金算入証憑の名称の不適當	・島外で発生した費用の損金算入証憑書類として、Invoiceという名称の請求書のみが認められている。 (内容、要望ともに変更)	・現状、通関の有無を問わず全てInvoiceでの決済となっているが、国際的商慣習に則りDebit Noteでの処理も認めて欲しい。	・財政部990830財北国税審一第0990245351号
	日機輸	(5)	未処分利益への所得税課税の不合理	・台湾の所得税法には第66条9項「未処分利益への10%課税」が存在。その目的は、企業が配当を減らし未処分利益とすることによる税収不足を補うことであるが、そもそも在外資系企業については、台湾政府が意図する上記効果が薄い上、永續発展を志向する在外資系企業にとっても、事業を通じて獲得した資金を再投資に充当し更なる事業拡大を行う上で不合理な税制と言える。 (継続)	・在外資系企業の未処分利益への10%課税の廃止。 (例)香港、シンガポール、韓国、日本等のアジア先進国各国においては、すでに未処分利益への所得税課税が廃止されている。	・所得税法第66条9項
	日機輸			・当年度の利益を配当せずに留保した場合、未処分利益に法人税10%が追加的に課される。	・未処分利益に対する課税の廃止。	
	日機輸	(6)	未処分利益10%追加営利事業所得税の源泉税額控除の半減	・非居住者株主(個人及び営利事業)の受取配当(総額)に対して、本来は、未処分利益の10%で追加される営利事業所得税を、当該配当(純額)に係る台湾の源泉税額から「全額」で控除できるが、税法改正後、「半額」で控除することとなった。 (継続)	・外資企業に過去に納付した未処分利益10%追加営利事業所得税の「全額」を当該配当(純額)に係る台湾の源泉税額から控除して頂きたい。	・所得税法第73条の2
	日機輸	(7)	国税当局の税務調査の強化	・長引く台湾経済の低迷、高齢化による労働人口の減少、および、台湾経済成長促進を目的とした税制改革(法人減税等)が、現在の深刻な税収不足を招いた大きな要因として考えられる中、税収不足を補うための一つの手段として、台湾国税当局による企業への税務調査における査察姿勢が近年、非常に強硬なものとなってきている。 (継続)	・台湾島内の投資環境を整備することにより企業活力を活性化させるほか、内需型への産業構造の転換に向けた政策実施等により、根本的な税収不足を補い、上記問題を解決してほしい。	
	日機輸	(8)	外国人出向者の所得税課税の企業負担	・台湾に勤務する外国人出向者の所得税課税対象額に医療費ならびに所得税見合が含まれ、雇用企業が負担を行う。 (継続)	・引越し代、光熱費、住居費などを含めなくてもよいことになっているが、企業が負担する医療費ならびに所得税見合についても同様に対象外としていただきたい。	・中華民國99年3月12日台財稅字第09804119810號
	日機輸	(9)	VAT還付申請の限定	・VAT還付については商業登録抹消・会社組織解散時にしか還付請求する事が出来ず、日本本社側の税務ポジション管理、外貨ポジション管理の観点で支障を来す可能性がある。 (継続)	・月次・年次等のVAT還付請求権の付与を要求させて頂きたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			・売上VATより仕入VATが上回っている場合、PEクローズまではVAT還付が実施されないことから、PEクローズのメドが立たないとVAT還付の申請手続きを進めることが出来ない。	・統一発票発行上、PEクローズ段階での営業税還付申請であるが、短期(例:1年毎の営業税精算で翌年始は「0」再スタート)での営業税(精算)申請も出来るように配慮を頂きたい。(PE限定)	
	日機輸	(10)	税務と財務の差異	・税務上と財務上で差異が多い。例えば、売上に対する為替レートに関して、台湾では三旬(上旬、中旬、下旬)レートに基づいて計算する等財務との違いがある。	・国際基準に則した税制として欲しい。	
	日機輸	(11)	厳格な経理関連書類規則	・繁体字の仕訳明細を全て紙で10年分保管するなど、経理関連書類規定が厳しいため、弊社の様がグローバル企業では台湾独自の対応が必要となる。	・経理帳票の電子化保管を認める及び言語制限の緩和。	
16 雇用	日機輸	(1)	有期雇用契約社員確保の不安定	・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。 (継続)	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
	日機輸	(2)	技術者、管理者の人材不足	・技術の低さ、賃金の問題で、過去数年の間に多くの台湾人が就労のため海外に流出し、技術人材と管理職が不足している。 (一部削除)	・(台湾への)技術移管と妥当な給与の設定。 ・投資環境整備。 ・人材が集まる環境を作っていただきたい。	
	日機輸	(3)	派遣労働者比率制限	・現行準備中の「派遣労働者保護法」の草案には「派遣雇用数を従業員総数の3%以下」という制限がある。但し、大量に派遣社員を雇用した製造業には、派遣社員数を全体の3%以下に抑えることが難しい。 (継続)	・3%以下の制限を緩和していただきたい。	
	日機輸	(4)	所定労働時間及び残業時間上限の制約	・台湾の法律(労基法32条規定)においては、所定労働時間の弾力設定ならびに残業時間の上限管理に一定の制約がある。本制約下においては、季節商品の生産などに合わず柔軟運営が困難になり、台湾国内での生産の競争力が低下になる可能性がある。 (継続)	・日本における所定労働時間の弾力運営化(1年単位での所定労働時間設定など)、「36協定 特別条項」的な弾力運営等の導入をご検討いただきたい。 ・または現在台湾国内所定労働の時間改定草案における法定残業時間を現在の月46時間から60時間に変えると検討されているが、休憩日(通常土曜日)の最初8時間の勤務を法定残業時間から除外していただきたい。	・日本:労基法第32条の2から第32条の5、第36条 ・台湾:労基法第32条の2
	日機輸	(5)	有給休暇の改定	・労働者が残った有給休暇に対して使用者が買い上げ制度の導入により労働者の過労に与えてしまう恐れもある。シフトや社員の有給休暇に関する使用管理を确实マネジメント行わないと無駄な人事コストが増える。		・労働法 第38条
	日機輸	(6)	休日および平日残業手当の改定	・販売会社にとって営業職の残業業務判断が難しくなる。事業開発や売りに繋がらない人件コストが増える。		・労働法 第24条、第36条
	日機輸 日機輸	(7)	勤務時間規制	・現行労働基準法で1日の労働時間(12時間制限)や残業時間(月46時間)が制限されているが、24h x 365日で稼働している産業機器の突発的なトラブルシュートの際に、この制限により、十分に顧客を満足させるサービス提供できない。 ・一例一休という完全週休2日制の法制化及び月の残業制限46時間の上限に伴い、勤務時間の制約、労務コストが増加。	・半導体/FPD工場サポートは、規制対象外グループにカテゴリーを変更してほしい。 ・所定労働時間や休暇日の設定について、弾力的な法整備が望ましい。	・労働基準法第32条 ・台湾労基法36条

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許法における間接侵害の規定の不備	台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物(専用部品)を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。 (継続)	間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定の新設。	
	日機輸	(2)	特許申請における優先権証明書の提出義務	台湾へのパリールトによる出願時には、優先権証明書の提出義務があるため、日本の出願人は日本特許庁への優先権証明書の発行申請と台湾へのオリジナル優先権証明書の郵送をする必要があり、手続きの負荷が大きい。なお、2013年12月に優先権書類データの電子的交換の制度が日台間で始まったので、郵送の代わりに電子的交換を利用することも可能となった。しかしながら、電子的交換の制度を利用するには、出願人側からの申請が必要であって出願人に負荷がかかる。出願人に対する優先権証明書の提出義務がない国(US、EP、CNなど)は各国の特許庁と日本特許庁間において電子で出願情報を共有しているため、出願人による証明書提出が不要である。特許庁間において電子で出願情報を共有できる制度に変更していただきたい。 (継続)	諸外国と同様に、優先権証明書の提出義務を無くしてほしい。 出願人を介在せずに特許庁間で優先権主張に必要な情報(データ)を共有するようにしてほしい。	台湾 専利法(29条) 日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書(2013年12月から運用開始) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/tipo.htm
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	EV関連規格・規制の未整備	EV(電気自動車)産業におけるインフラ整備(規格、規制、安全規格)が不足している。 (継続)	台湾にはEV産業が発展しやすい土壌があり、ビジネスチャンスが見込めるため、規格や規制の早期整備を要望する。	
	日機輸	(2)	LED照明のCNS認証制度の煩雑	自社LED照明を台湾国内で販売する際に台湾独自のCSN認証制度を個別に取得しなければならない。LEDは商品サイクル、部品変更スピードが早い ため、コスト、時間が増大する懸念がある。 (継続)	日本国内の試験基準との相互認証制度の整備や共通規格の採用等、試験制度の簡素化が望まれる。	CNS認証制度
	日鉄連	(3)	適合性評価手続き	2013年8月8日、標準検驗局(BSMI)が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続きを導入する旨、WTO TBT通報。 2013年12月25日、BSMIが上記品目に対する適合性評価手続きを2014年3月1日より導入する旨、官報ドラフトを公布(中国語のみ)。 なお、再輸出向け、自動車/自動二輪用は適用除外。 2014年5月28日、BSMIが本適合性評価手続きの導入を廃止する旨、官報告示。(今後の導入については当局が業界関係者と協議、検討中。) (継続)	措置導入の見合わせ、適切な適用除外規定の設置。	商品検査法 商品検査登録法
	日機輸 日機輸	(4)	CNS検査	CNS検査に多くの時間とコストがかかる。 (継続、要望変更) 展示サンプル輸入等の手続きも依然として手間と工数かかる。 US\$1000以内という規定が適用されにくい。 6ヶ月以内同品番/仕様の商品の輸入を禁止。 (追加、要望変更)	JIS規格取得製品の、検査なしでの台湾への輸入を可能にいただきたい。 サンプル輸入手続き制度の緩和。 一部のJIS製品の認可が緩和されたが、検査なしの範囲を拡大してほしい。	台関業字第1041023412号
日機輸	(5)	新冷媒空調製品の規格・基準の関係法令の未制定	台湾では新冷媒(R32)を搭載された空調製品の関連法令が定められていないため、台湾仕様空調製品の開発・投入が困難である。 (継続)	台湾当局に法令の早期制定をお願いしたい。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	独自の電池リサイクルマーク	<p>・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。</p>  <p>(継続)</p>	<p>・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。</p>	
	日機輸	(2)	環境関連法規則の国際的不整合	<p>・EUから始まったRoHS(電気電子製品有害物質含有規制)やWEEE(廃電気電子製品指令)、REACH規則などは、類似の法律を他国が取り入れることが多い。その際、要求事項や製品へのマーキングデザインに差異があると、メーカーにとっては多大な負荷・負担となる。 事例: 台湾RoHS (一部削除)</p>	<p>・新たな法律を制定するにあたっては、既に他国で実施されている類似の法律がある場合、できる限り要求事項等を先例と統一するよう努力してもらいたい。</p>	
	日機輸	(3)	廃棄物管理の不十分	<p>・廃棄物処理の管理が効果的になされていない。 (継続)</p>	<p>・環境に関するより詳細な管理。</p>	
	日機輸	(4)	環境ラベル取得の認証における基準の不透明	<p>・環境ラベル取得時の認証過程において、基準に明文化されていない、或いは基準の文章からは到底想像できない事項を要求されることがある。 事例: 国内の他の法律を引用して環境ラベル取得の基準として用いられる。また基準には無い、製品の材質の名前/割合が求められたケースがあった。 (継続)</p>	<p>・環境ラベルの運用は、基準に明記されている事項の範囲に従って行っていただきたい。また明文化されていない運用については早期に明文化していただきたい。</p>	<p>・台湾グリーンマーク</p>
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	国際入札手続の煩雑	<p>・技術仕様/価格等の本質的な問題ではない、体裁(フォーマーリティー)面での負荷が非常に多い。 全て中国語での対応が要求される。 a) 入札公示書類(含技術要求書)が、中国語のみであり、応札書類全てを中国語での提出が要求される。 b) 応札書類だけでなく、次のような資格証明書類についても中国語での提出が要求される。 (具体例) - 会社登記証明(全部事項証明) - PJ完工証明書(含英文での発行証明書) - 財務Data (Annual Report)等 全ての書類。 手続が煩雑 a) 全ての書類に認証取得が要求される。特に海外PJの実績を資格要件を満たす為に参照する場合は、当該国にある台湾の文化代表処(大使館に相当)の認証取得が要求される。 b) 認証取得後に認証取得した書類を英訳し、その英訳に突いての公証/認</p>	<p>・提案内容や価格等本質論での評価を重視して欲しい。 国際入札である以上、英語での入札公示、英語での応札を許可して欲しい。 手続の簡素化を図って欲しい。 部数を削減して欲しい。 質問への回答は、可能な限り入札日の14日迄に実施するよう制度化頂きたい。</p>	<p>・採購法</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
23				証を台湾国内で再度取得が必要。 (具体例) - 会社登記証明(全部事項証明) - PJ完工証明書(含英文での発行証明書) - 財務Data (Annual Report) ほぼ全ての書類 応札時の提出Copy部数が過大(20~40部のCopy提出要求) 工事された入札書類へのコメントや質問への施主/コンサルからの回答期限が、入札日前日迄となっており、応札内容に回答を反映できない。			
	日機輸	(2)	RoHS認証申請手続の不透明	・当局にRoHS認証申請を行う際、法令に記載の無い指導を受けるケースが見受けられ、現場での混乱が生じている。(業界要望により、一部、Q&Aや説明会資料の公開は行われるようになった)	・会議(一致性会議)の決議事項や当局の内部ルール等も、ガイダンス等の形で体系的に纏めた形で公表して頂きたい。	・商品検査法(商品検査法) ・CNS15663 電機電子類設備降低限用化学物質含量指引(電気・電子機器における使用制限化学物質削減ガイダンス)	
	日機輸	(3)	RoHS認証品目追加への対応猶予期間の不足	・追加が予定されているRoHS認証の対象品目のうち、電源アダプター類は他の品目と比較し十分な対応猶予期間が設定されていない。(正式公告後、施行日(強制日)までの期間が約9か月)	・電源アダプター類についても他の品目と同様の猶予期間を設定して頂きたい。	・商品検査法(商品検査法) ・CNS15663 電機電子類設備降低限用化学物質含量指引(電気・電子機器における使用制限化学物質削減ガイダンス)	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	補修部品保有期間の法制化不備	・家電商品の補修部品保有期間が法律上定められていないため、補修部品を長期保有することが経営負担になっている。 長期間商品を使用いただいた顧客より修理要望をいただいた際に、部品在庫切れによる商品紛争リスクがある。 (継続)	・法制化ならびにガイドライン作りを要望する。	
26	その他	日機輸	(1)	公共料金の上昇	・政府施策により公共料金が上昇する懸念あり。 (継続)		
		日機輸			・水道光熱費の上昇が続き、原材料費の変動が価格上昇につながっている。 (一部削除)		
		日機輸	(2)	建築物の地震・水害対策の遅れ	・大きい地震または水害で古くなった建築物が耐えない恐れが大きい。不動産市場が低迷しつつあり、全体の投資環境が悪くなる傾向がある。	・土地の使用変更、古くなったマンションのリフォーム(都市更新)の政策推進、加速が必要である。	
		日機輸	(3)	日本人学校の不備	・新竹地区はTSMCに代表される台湾半導体ビジネスの本拠地である。多くの日本企業が進出し、駐在員を長きに渡り、継続的に派遣している。家族帯同駐在員にとっては現地での子女教育が課題になるが、新竹には日本人学校がなく、駐在機会の損失や単身赴任、そして台湾国内他方面からの遠距離通勤を余儀なくされている(台湾内日本人学校所在地は台北、台中、高雄。新竹にもインターナショナルは数校存在する)。	・日本企業の進出支援、更なる発展へ向けた駐在員環境改善案の一つとして、台湾新竹における日本人学校の設立を政府関係機関へ働きかけたい。	
日機輸	(4)	中国の軍事、商事面への影響	・中国による新政府への圧力があり、軍事、商事面で国民および企業に不安を与えている。				